

議案第105号

令和4年度沼田市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度沼田市の水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）		（ 計 ）
	支		出		
第1款 水道事業費用	404,652千円		874千円		405,526千円
第1項 営業費用	373,851千円		874千円		374,725千円
第2項 営業外費用	30,599千円		0千円		30,599千円
第3項 特別損失	2千円		0千円		2千円
第4項 予備費	200千円		0千円		200千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額130,737千円」を「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額136,237千円」に、「建設改良積立金取りくずし額28,335千円」を「建設改良積立金取りくずし額33,835千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）		（ 計 ）
	支		出		
第1款 資本的支出	191,238千円		5,500千円		196,738千円
第1項 建設改良費	168,939千円		5,500千円		174,439千円
第2項 企業債償還金	22,099千円		0千円		22,099千円
第3項 予備費	200千円		0千円		200千円

（企業債限度額等）

第4条 予算第4条の次に次の1条を加え、第5条を第6条、第6条を第7条、第7条を第8条とする。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	59,400千円	証書借入れ又は証券発行とし、企業財政	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で	借入れの日から据置期間を含み40年以内の年賦

		<p>の都合により起債前借をすることができる。</p>	<p>借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）</p>	<p>元利均等償還若しくは半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還とし、その他の条件については借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合により繰り上げ償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができる。</p>
--	--	-----------------------------	--	--

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中(1)職員給与費「92,848千円」を「93,599千円」に改める。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔



令和4年度沼田市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画説明書
 収益的収入及び支出

支出
 (款) 1 水道事業費用
 (項) 1 営業費用

目	既決予定額	補正予定額	計
1 原水及び浄水費	118,055	192	118,247
2 配水及び給水費	56,059	475	56,534
6 総係費	44,941	207	45,148

資本的収入及び支出

支出
 (款) 1 資本的支出
 (項) 1 建設改良費

目	既決予定額	補正予定額	計
2 浄水施設改良費	76,725	5,500	82,225

(単位：千円)

節		説	明
区 分	予定額		
2 手当等	160	勤勉手当	160
6 法定福利費	32	地方公務員共済組合負担金	32
1 給料	72	給料	72
2 手当等	153	時間外勤務手当	153
	11	期末手当	11
	95	勤勉手当	95
6 法定福利費	21	地方公務員共済組合負担金	21
24 動力費	123	浄水施設電気料	123
2 手当等	173	勤勉手当	173
6 法定福利費	34	地方公務員共済組合負担金	34

(単位：千円)

節		説	明
区 分	予定額		
17 委託料	5,500	沼田上水道事業基本計画補完業務委託料	5,500

